

# 実習に必要な保険について

## (標準卒業年限超過者へ)

保健学科では、「臨地実習授業科目を履修するためには、傷害・賠償等保険に加入しなければならない。」と学部規則に定めています。事前に保険に加入していなければ臨地実習等へは参加出来ません。

血液感染・ウィルス感染のリスクまで補償する傷害保険と、実習先施設やその患者さんに対して損害を与えてしまった場合のリスクを補償する賠償責任保険に加入する必要があります。

●**傷 害 保 険**：学生教育研究災害傷害保険・・・略称『学研災』

●**賠償責任保険**：学研災付帯賠償責任保険(Cコース)・・・略称『医学賠』  
の保険期間は、入学後4年間です。

休学等で、入学後4年を過ぎて在学している方は、1年毎に加入する必要がありますの注意してください。

加入手続きについては、教務学生係に申出てください。

なお、他の「傷害保険」・「賠償責任保険」に加入している方は、保険期間を確認して、手続きを行ってください。